

「子育てのための施設等利用給付認定」の申請について

令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」が始まり、満3歳から5歳児(小学校就学前まで)の子どもの教育・保育に係る利用料(無償化対象の利用料に限る。)が無償化されました。**無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」が必要になりますので、必ず申請書をご提出ください。**

● 申請書(提出書類)について

※認定種別	提出書類
1号認定	① 子育てのための施設等利用給付認定申請書(表面のみ記入)
2号認定	① 子育てのための施設等利用給付認定申請書(両面を記入) ② 保育を必要とする事由を証明する書類 ※2ページの「● 保育の必要性(保育を必要とする事由)」を確認してください。
3号認定	① 子育てのための施設等利用給付認定申請書(両面を記入) ② 保育を必要とする事由を証明する書類 ※2ページの「● 保育の必要性(保育を必要とする事由)」を確認してください。 ③ 住民税課税(非課税)証明書(令和3年1月1日現在、瑞穂町に住居登録が無かった方のみ) ※3号認定は、住民税非課税世帯のみが対象になります。

※認定種別については、2ページの「● 子育てのための施設等利用給付認定の種別」をご確認ください。

- 申請書の提出先 **在園する幼稚園に提出してください。**
- 申請書の提出期限 **各園で指定される日までに提出してください。**
(入園の前までに申請、認定が必要です。)

※申請書の提出方法は、3ページの「● 申請書の提出方法」をご確認ください。

● 無償化対象の利用料とその額

学齢、年齢	認定種別	上限額(月額/子ども1人あたり)	
		利用料 (入園料・保育料)	※2 預かり保育 の利用料
満3歳児(満3歳になった日から最初の3月31日まで)	1号認定	対象 上限:25,700円	対象外
3歳児から5歳児	1号認定	対象 上限:25,700円	対象外
	2号認定		対象 上限:11,300円
住民税非課税世帯の満3歳児(満3歳になった日から最初の3月31日まで)	3号認定	対象 上限:25,700円	対象 上限:16,300円
住民税非課税世帯の満3歳未満(年度初めの4月1日現在、3歳未満で保育の必要性がある場合)	3号認定	預かり保育として対象 上限:42,000円	

※1 給食費、通園バス代、行事費等は、これまでのとおり保護者の負担になります。

※2 預かり保育は、保育の必要性がある場合のみ、無償化の対象になります。保育の必要性の有無によって「子育てのための施設等利用給付認定」の種別が異なります。

● 子育てのための施設等利用給付認定の種別

認定種別	1号認定	2号認定	3号認定
学齢及び 保育の必要性	満3歳児から5歳児 (保育の必要性なし)	3歳児から5歳児 (保育の必要性あり)	住民税非課税世帯の満3歳児 (保育の必要性あり)
無償化対象	利用料(入園料・保育料)	利用料(入園料・保育料) + 預かり保育	利用料(入園料・保育料) + 預かり保育

※保育の必要性については、下記の「● 保育の必要性(保育を必要とする事由)」をご確認ください。

(例)【1号認定】

預かり保育 8:00~9:00	教育時間(保育時間) 9:00~14:00	預かり保育 14:00~18:00
--------------------	--------------------------	----------------------

(例)【2、3号認定】

預かり保育 8:00~9:00	教育時間(保育時間) 9:00~14:00	預かり保育 14:00~18:00
--------------------	--------------------------	----------------------

無償化対象

無償化対象

● 保育の必要性(保育を必要とする事由)

保護者それぞれが、次にいずれかに該当する場合、保育の必要性の認定(2号認定、3号認定)をします。

保育を必要とする事由	要件及び認定期間	必要書類 (保育を必要とする事由を証明する書類)
就 労	1か月の就労時間が48時間以上であることを常態とする場合(内職を含みます。) 認定期間: 就労している期間	勤務証明書(最新の給与明細の写しを添付)
出 産	出産のため自宅保育ができない場合 認定期間: 出産予定月と前後2か月の最長5か月	母子手帳(表紙及び出産予定日の記載ページ)の写し
疾 病	入院や通院が必要で自宅保育が困難と診断された場合 認定期間: 入院、通院期間	自宅保育が困難であると記載された診断書
障がい	心身に障がいがある場合 該当期間: 当要件に該当する期間	愛の手帳・身体障害者手帳の写し
介護・看護	同居の親族(長期入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している場合 該当期間: 介護・看護期間	通院や介護・看護の状況が分かる書類等
災害復旧	災害等の復旧にあっている場合 該当期間: 必要な期間	申立書、リ災証明書等
求職活動・内定	求職活動中である場合 該当期間: 求職の場合は3か月以内、内定の場合は1か月以内	既に活動を行っている方は、活動状況が分かる書類等、内定者は勤務(勤務予定)証明書
就 学	学校教育法に定める学校または職業訓練施設等に在籍している場合(通信添削等は含みません。) 該当期間: 就学している期間	在学証明書、授業のカリキュラム等
その他	上記と類する状態として町長が認める場合 該当期間: 保育を必要とする期間	保育を必要とする事由が証明できる書類等

● 無償化の算定イメージ(月額)

【入園料・保育料】

入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
※1 6,000円	24,000円	25,700円	4,300円
—	24,000円	24,000円	0円

※1 入園料は、年間在籍月数で割った額になります。(4月入園の場合:入園料72,000円÷12=6,000円/月額)

また、入園料は入園初年度に限り無償化の対象となります。

※2 給食費、通園バス代、行事費等は、これまでのとおり保護者の負担になります。

【預かり保育】

利用料	利用日数	①上限額	②無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※①上限額:上限額450円/日×利用日数 ②無償化対象:園の利用料×利用日数

①上限額と②無償化対象を比較して、低い金額が無償化対象となります。

● 申請書の提出方法

申請書等を封筒に入れ、下記項目を記入し、のり付け及び封印をして提出してください。

- ①在園幼稚園名
- ②保護者氏名
- ③在園児童名
- ④認定種別

(例)表

①みずほ幼稚園
②瑞穂 太郎
③瑞穂 ひばり
④2号認定

(例)裏

● 問合せ先

瑞穂町 福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係

住 所:瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

電話番号:042-557-8658(直通)

【その他の補助金のお知らせ】

● 瑞穂町私立幼稚園等保護者負担軽減補助金

瑞穂町の住民基本台帳に登録されている方で、保育料、特定負担額及びその他納付金を私立幼稚園等に納入した園児の保護者を対象に行うもので、保育料、特定負担額及びその他納付金の一部が補助されるものです。

【補助基準額】 ※()内は、町が上乘している補助額です。

区分	補助基準額(月額/園児1人あたり)		
	第1子	第2子	第3子
①生活保護世帯	9,700円(3,500円)	10,700円(4,500円)	10,700円(4,500円)
②住民税非課税・住民税所得割額非課税世帯	6,700円(3,500円)		
③住民税所得割額77,100円以下の世帯	うち、ひとり親世帯等	6,300円(4,500円)	10,100円(4,500円)
	上記以外		
④住民税所得割額211,200円以下の世帯	5,300円(3,500円)	9,500円(4,500円)	6,300円(4,500円)
⑤住民税所得割額256,300円以下の世帯			
⑥上記以外の世帯			

【補助対象経費】

在園する園の区分	対象経費
子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園及び認定こども園(幼稚園部分)	園則で定めた特定負担額(基準以上の職員配置の人員費、施設的环境維持向上のための費用等)
子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園	下記以外の世帯
	上記①、②の世帯の第1子、第2子 ③のうち、ひとり親等世帯の第1子、2子 上記①～⑤の世帯の第3子(小学校3年生までの子どものうち最年長者から数えて3番目)以降のお子さん
	保育料 + その他納付金(園則で定められた、施設維持管理費、冷暖房費、自習教材費等)

【補助金手続等】

各園で配布される申請書に必要な事項を記入の上、在園する園へ提出してください。(※配布は、4月から5月を予定しています。)

● 実費徴収に係る補足給付事業

幼稚園等を利用するにあたって必要な給食費(副食材料費(おかず代)相当額)について、町が費用を一部負担する「実費徴収に係る補足給付事業」を令和元年10月から実施しています。対象者の方へは、後日申請書等を送付します。

対象者	次の①、②及び③の要件をすべて満たし、④～⑦のいずれかに該当する方 ①瑞穂町内に在住の方、②子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園を利用している方 ③満3歳以上の方 ④生活保護世帯の方、⑤住民税非課税・住民税所得割額非課税世帯の方、⑥住民税所得割額77,100円以下の世帯の方、⑦第3子(小学校3年生までの子どものうち最年長者から数えて3番目)以降のお子さん
対象経費	給食費(副食材料費相当額(おかず代)に限る。)
基準額	4,500円/月額 ※基準額と給食費(副食材料費(おかず代)相当額)を比べ、少ない額を交付します。
交付時期	毎年4月分から9月分まで及び10月分から翌年3月分までの2期に分けて交付します。
その他	領収書等は申請時に必要となりますので、大切に保管してください。